

平成 26 年第 3 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議 案 番 号	認定第 1 号
議 案 名	平成 2 5 年度安城市一般会計歳入歳出決算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	認定第 2 号 ～ 認定第 10 号
議 案 名	平成 2 5 年度安城市特別会計歳入歳出決算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 安城北部土地区画整理事業 農業集落排水事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の 9 会計 資料別添
議 案 番 号	認定第 11 号
議 案 名	平成 2 5 年度安城市水道事業会計決算について
摘 要	資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 58 議案
議 案 名	安城市社会福祉事務所設置条例及び安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>母子及び寡婦福祉法の改正に伴うもの</p> <p>1 安城市社会福祉事務所設置条例の一部改正 引用している法律の題名の変更 母子及び寡婦福祉法 → 母子及び父子並びに寡婦福祉法</p> <p>2 安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 施設の名称の変更等 安城市母子福祉センター → 安城市母子・父子福祉センター</p> <p>(施行日) 平成26年10月1日</p>
議 案 番 号	第 59 号議案
議 案 名	安城市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>母子及び寡婦福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>1 題名の変更 安城市母子家庭等医療費助成条例 → 安城市母子・父子家庭医療費助成条例</p> <p>2 引用している法律の題名の変更等 (1) 母子及び寡婦福祉法 → 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 → 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正により中国残留邦人等に対する支援給付の受給の対象者でなくなったが、経過措置として支援給付を受給する者を引き続き、条例による医療費の受給資格者としないうにする。 (4) 1に伴う所要の改正</p> <p>3 安城市子ども医療費助成条例の改正 引用している条例の題名の変更 安城市母子家庭等医療費助成条例 → 安城市母子・父子家庭医療費助成条例</p> <p>(施行日) 平成26年10月1日</p>

内 容	
議案番号	第60号議案
議案名	安城市心身障害者医療費助成条例及び安城市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>安城市心身障害者医療費助成条例及び安城市精神障害者医療費助成条例の一部改正</p> <p>(1) 引用している法律の題名の変更 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 → 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正により中国残留邦人等に対する支援給付の受給の対象者でなくなったが、経過措置として支援給付を受給する者を引き続き、条例による医療費の受給資格者としないうにする。</p> <p>(施行日) 平成26年10月1日</p>
議案番号	第61号議案
議案名	安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
摘 要	<p>児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの</p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を行う者が遵守すべき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p> <p>(施行日) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 62 号議案
議 案 名	安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
摘 要	<p>児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもの</p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法が改正され、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）を行う者が遵守すべき、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準について条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p> <p>（施行日） 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日</p>
議 案 番 号	第 63 号議案
議 案 名	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
摘 要	<p>子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもの</p> <p>子ども・子育て支援法が制定され、特定教育・保育施設（施設型給付費の支給に係る施設として市長が確認する認定こども園、幼稚園又は保育所）の設置者及び特定地域型保育事業者（地域型保育給付費の支給に係る者として市長が確認する家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育を行う者）が教育又は保育を提供する際に従うべき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p> <p>（施行日） 子ども・子育て支援法の施行の日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 64 号議案
議 案 名	平成 2 6 年度安城市一般会計補正予算（第 2 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 65 号議案
議 案 名	平成 2 6 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	介護保険事業（第 1 号）の 1 会計 資料別添
議 案 番 号	第 66 号議案
議 案 名	損害賠償の額の決定及び和解について
摘 要	<p>水道の開栓作業に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額                    5 3 9 , 7 7 3 円</p> <p>2 事 故 内 容</p> <p>（1）発生日時                    平成 2 6 年 5 月 2 9 日</p> <p>（2）発生場所                    安城市桜町地内</p> <p>（3）経 過                        上記地内の相手方が所有する集合住宅 2 階の居室において、職員が水道の開栓予定日の前日に開栓作業を行ったところ、当該居室の流し台の給水栓が開いており、排水口の蓋が閉まっていたため水があふれ出て、当該居室及び階下の居室が浸水したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度        床、壁面及び天井の損傷</p> <p>4 過 失 割 合                    安城市 1 0 0 %    相手方 0 %</p>

内 容																	
議案番号	第67号議案																
議案名	平成25年度安城市水道事業剰余金の処分について																
摘要	<table border="0"> <tr> <td>1 未処分利益剰余金</td> <td></td> <td>401,982,646 円</td> </tr> <tr> <td>2 処分額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (1) 減債積立金</td> <td>100,000,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (2) 建設改良積立金</td> <td>100,000,000 円</td> <td>200,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 繰越利益剰余金</td> <td></td> <td>201,982,646 円</td> </tr> </table>	1 未処分利益剰余金		401,982,646 円	2 処分額			(1) 減債積立金	100,000,000 円		(2) 建設改良積立金	100,000,000 円	200,000,000 円	3 繰越利益剰余金		201,982,646 円	
1 未処分利益剰余金		401,982,646 円															
2 処分額																	
(1) 減債積立金	100,000,000 円																
(2) 建設改良積立金	100,000,000 円	200,000,000 円															
3 繰越利益剰余金		201,982,646 円															
議案番号	報告第13号																
議案名	継続費の精算について（一般会計）																
摘要	<p>平成24年度～平成25年度に係る継続費の精算報告</p> <p style="text-align: right;">単位 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（款・項） 事業名</th> <th>計 画 （年割額）</th> <th>実 績 （支出済額）</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 民生費 10 児童福祉費</td> <td>㊸ 27,000,000</td> <td>10,800,000</td> <td>16,200,000</td> </tr> <tr> <td>ゆたか保育園改築事業</td> <td>㊹ 434,516,000</td> <td>450,715,950</td> <td>-16,199,950</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 461,516,000</td> <td>461,515,950</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	区分（款・項） 事業名	計 画 （年割額）	実 績 （支出済額）	比 較	15 民生費 10 児童福祉費	㊸ 27,000,000	10,800,000	16,200,000	ゆたか保育園改築事業	㊹ 434,516,000	450,715,950	-16,199,950		計 461,516,000	461,515,950	50
区分（款・項） 事業名	計 画 （年割額）	実 績 （支出済額）	比 較														
15 民生費 10 児童福祉費	㊸ 27,000,000	10,800,000	16,200,000														
ゆたか保育園改築事業	㊹ 434,516,000	450,715,950	-16,199,950														
	計 461,516,000	461,515,950	50														
議案番号	報告第14号																
議案名	専決処分について																
摘要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <table border="0"> <tr> <td>1 損害賠償額</td> <td>28,730 円</td> </tr> <tr> <td>2 事故内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    (1) 発生日時</td> <td>平成26年2月13日 午後1時25分ごろ</td> </tr> <tr> <td>    (2) 発生場所</td> <td>安城市弁天町地内</td> </tr> <tr> <td>    (3) 経 過</td> <td>上記地内の県道において、公用車が信号機のない交差点を通過しようとしたところ、交差する県道から当該交差点へ進入した相手方車両と接触したもの</td> </tr> <tr> <td>3 相手方の損害の程度</td> <td>左前部のドアの損傷</td> </tr> <tr> <td>4 過失割合</td> <td>安城市20% 相手方80%</td> </tr> <tr> <td>5 専決年月日</td> <td>平成26年6月26日</td> </tr> </table>	1 損害賠償額	28,730 円	2 事故内容		(1) 発生日時	平成26年2月13日 午後1時25分ごろ	(2) 発生場所	安城市弁天町地内	(3) 経 過	上記地内の県道において、公用車が信号機のない交差点を通過しようとしたところ、交差する県道から当該交差点へ進入した相手方車両と接触したもの	3 相手方の損害の程度	左前部のドアの損傷	4 過失割合	安城市20% 相手方80%	5 専決年月日	平成26年6月26日
1 損害賠償額	28,730 円																
2 事故内容																	
(1) 発生日時	平成26年2月13日 午後1時25分ごろ																
(2) 発生場所	安城市弁天町地内																
(3) 経 過	上記地内の県道において、公用車が信号機のない交差点を通過しようとしたところ、交差する県道から当該交差点へ進入した相手方車両と接触したもの																
3 相手方の損害の程度	左前部のドアの損傷																
4 過失割合	安城市20% 相手方80%																
5 専決年月日	平成26年6月26日																

内 容	
議 案 番 号	報告第 15 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>バス停標識管理瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額                    69,053円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時                    平成26年8月10日 午後1時30分ごろ</p> <p>(2) 発生場所                    安城市安城町地内</p> <p>(3) 経 過                        上記地内の市道において、設置してあったあんくるバスのバス停標識の表示板が、強風により外れ、当該市道を走行中の相手方車両に当たったもの</p> <p>3 相手方の損害の程度        車体右側面の損傷</p> <p>4 過失割合                    安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日                    平成26年8月20日</p>
議 案 番 号	同意第 5 号
議 案 名	固定資産評価審査委員会委員の選任について
摘 要	<p>委員 長坂敬子の任期満了（平成26年9月30日）に伴う後任の選任</p> <p>固定資産評価審査委員会委員</p> <p>任期 3年</p> <p>定数 3人</p> <p>要件 本市の住民、市税の納税義務者又は固定資産の評価について学識経験を有する者</p>
議 案 番 号	同意第 6 号
議 案 名	教育委員会委員の任命について
摘 要	<p>委員 杉山春記の任期満了（平成26年9月30日）に伴う後任の任命</p> <p>教育委員会委員</p> <p>任期 4年</p> <p>定数 5人</p> <p>要件 本市の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔であり、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの</p>